

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付開始日決定のお知らせ

7月より「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始します。

### 「臨時福祉給付金」

- 対象者 基準日（平成26年1月1日）において、以下の要件を満たす方です。  
住民基本台帳に記載されている方で、平成26年度分市民税が課税されていない方  
※課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは除きます。
- 支給額 1人につき10,000円  
※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5,000円を加算します。（複数の手当を受給している場合も加算額は1人につき5,000円が限度）
- 申請手続 支給の可能性がある方に7月1日付で申請書を郵送します。必要事項を記入し、本人確認書類・振込先の口座が確認できる書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で送付してください。
- 申請期間 7月1日（火）～10月1日（水）

### 「子育て世帯臨時特例給付金」

- 対象者 基準日（平成26年1月1日）において、以下の要件を満たす方です。  
平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方
  - 対象児童 基準日（平成26年1月1日）において、以下の要件を満たす方です。  
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童  
※「臨時福祉給付金」の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童などは除きます。
  - 支給額 対象児童1人につき10,000円
  - 申請手続 支給の可能性がある方に7月1日付で申請書を郵送します。必要事項を記入し、本人確認書類・振込先の口座が確認できる書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で送付してください。  
なお、児童手当の受取口座を指定される場合は添付書類は不要です。
  - 申請期間 7月1日（火）～10月1日（水）
  - 公務員の方へ
    - ・公務員の方で、所属する官庁において児童手当が支給され、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件を満たす場合は、平成26年1月1日時点で住民票のある市町村で支給されます。
    - ・勤務先から「申請書」および「公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書」が配布されます。
    - ・申請書等の送付は行いません。お手数でも、市役所または各総合支所の窓口で申請してください。また、児童手当の受取口座を指定される場合でも、振込先の口座が確認できる書類が必要になります。
- ～給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。～
- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
  - ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
  - ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
  - ・現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。
  - ・ご自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などがかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたりした場合は、市役所や警察署、または警察相談専用窓口（#9110）にご連絡ください。

### 問【臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関するお問い合わせ】

本庁 福祉課子ども福祉G ☎52-1111 内線132・136

【申請方法に関するお問い合わせ】 ※7月1日以降 本庁 給付金窓口 ☎55-9300

【住民税の課税・非課税に関するお問い合わせ】 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線232

【制度に関するお問い合わせ】 厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570-037-192